

福岡市公報

令和6年9月19日 第7085号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市スポーツ振興基金条例(第57号)	2
○福岡市国民健康保険条例の一部改正(第58号)	4
○福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部改正(第59号)	6
○福岡市立中学校設置条例の一部改正(第60号)	7

条 例

福岡市スポーツ振興基金条例をここに公布する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第57号

福岡市スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ・レクリエーションの振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、福岡市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、市民のスポーツ・レクリエーションの振興に必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金条例の廃止)

2 福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金条例（平成8年福岡市条例第39号）は、廃止する。

(福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金に属していた現金の取扱い)

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金条例の規定による基金に属していた現金は、この条例による基金に積み立てる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第58号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「6箇月」を「6月（急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

第24条第1項中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削り、同条を第23条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第20条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

-
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第59号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例

福岡市高速鉄道乗車料金等条例（昭和56年福岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 8 同一の乗客から同一の媒体により月の初日から末日までに収受する媒体料金の額の上限は、前項の規定にかかわらず、1日乗車料金の20倍の額の範囲内において管理者が定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

福岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第60号

福岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例

福岡市立中学校設置条例（昭和39年福岡市条例第87号）の一部を次のように改正する。

本則第1項の表に次のように加える。

福岡市立百道松原中学校	福岡市早良区百道三丁目
-------------	-------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

